

○舞鶴工業高等専門学校学則

目次

第1章 総則

第1節 目的(第1条)

第2節 自己評価等(第2条—第2条の2)

第3節 職員組織(第3条—第6条)

第4節 学年, 学期, 休業日等(第7条—第10条)

第2章 準学士課程

第1節 修業年限, 準学士課程の目的, 学科, 学級数, 入学定員及び各学科の人材養成の目的(第11条・第12条)

第2節 教育課程等(第13条—第16条)

第3節 入学, 退学, 卒業等(第17条—第27条の2)

第4節 検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料(第28条—第34条の2)

第5節 学生準則, 賞罰及び除籍(第35条—第37条の2)

第6節 学寮(第38条)

第3章 専攻科課程

第1節 設置, 目的, 修業年限及び在学年限等(第39条—第42条)

第2節 教育課程等(第43条)

第3節 入学, 休学, 修了等(第44条—第49条)

第4章 補則

第1節 研究生, 聴講生, 特別聴講学生及び科目等履修生(第50条—第52条)

第2節 外国人留学生(第53条)

第3節 公開講座(第54条)

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 舞鶴工業高等専門学校(以下「本校」という。)は, 教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づいて, 深く専門の学芸を教授し, 職業に必要な能力を育成することを目的とし, その目的を実現するための教育を行い, その成果を広く社会に提供することにより, 社会の発展に寄与するものとする。

第2節 自己評価等

(自己評価等)

第2条 本校は, 教育水準の向上を図り, 高等専門学校の目的及び社会的使命を達成するため, 教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い, その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価についての必要な事項は, 別に定める。

3 本校は, 第1項の点検及び評価の結果について, 本校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

(情報の積極的な提供)

第2条の2 本校は, 本校における教育研究活動等の状況について, 刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって, 積極的に情報を提供するものとする。

第3節 職員組織

(職員組織)

第3条 本校に, 校長, 教授, 准教授, 講師, 助教, 助手, 事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は, 学校教育法その他法令の定めるところによる。

(教務主事, 学生主事及び寮務主事)

第4条 本校に, 教務主事, 学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は, 校長の命を受け教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は, 校長の命を受け学生の厚生補導に関すること(寮務主事の所掌に属するものを

除く。)を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事務部)

第5条 本校に、庶務、会計、教務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

(内部組織)

第6条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4節 学年、学期、休業日等

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、前期及び後期の2学期とし、各期の開始日及び終了日は校長が別に定める。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要がある場合には、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることができる。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

(6) 学年末休業

2 前項第3号から第6号までの休業日の休業開始日及び終了日は、校長が別に定める。

3 第1項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(開校記念日)

第9条の2 4月26日を、本校の開校記念日とする。

(授業終始の時刻)

第10条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第2章 準学士課程

第1節 修業年限、準学士課程の目的、学科、学級数、入学定員及び各学科の人材養成の目的

(修業年限)

第11条 修業年限は、5年とする。ただし、10年を超えて在学することはできない。

(準学士課程の目的)

第11条の2 準学士課程は、専門分野の基礎知識を修得し、社会の変化やニーズに対応した製品やシステムをつくり出す能力と、豊かな人間性・国際性を兼ね備えた実践的・創造的技術者を育成することを目的とする。

(学科、学級数及び入学定員)

第12条 学科、学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

学 科	学 級 数	入 学 定 員
機 械 工 学 科	1	40人
電 気 情 報 工 学 科	1	40人
電 子 制 御 工 学 科	1	40人
建 設 シ ス テ ム 工 学 科	1	40人

2 建設システム工学科に、都市環境コース及び建築コースを置く。

コース制の取り扱いについては、別に定める。

3 校長は、教育上特に有益と認めるときは、前々項の規定にかかわらず、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

(各学科の人材養成の目的)

第12条の2 各学科の人材養成の目的は次のとおりとする。

(1) 機械工学科

あらゆるものづくりの基礎となる、機械工学の基礎知識と技術を修得し、環境とエネルギーに配慮できる実践的・創造的技術者を育成することを目的とする。

(2) 電気情報工学科

電気・電子工学及び情報・通信工学の分野の基礎知識と技術を修得し、環境とエネルギーに配慮できる実践的・創造的技術者を育成することを目的とする。

(3) 電子制御工学科

電子・機械システム及び制御・情報技術を幅広く修得し、それらを融合したメカトロニクス技術分野において、環境とエネルギーに配慮した設計・開発・管理運営ができる実践的・創造的技術者を育成することを目的とする。

(4) 建設システム工学科

安全で快適な社会の創造とそのための基盤を、計画・建設・維持する基礎知識と技術を修得し、環境とエネルギーに配慮できる実践的・創造的技術者を育成することを目的とする。

第2節 教育課程等

(授業を行う期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程)

第14条 本校の教育課程は、授業科目及び特別活動をもって編成する。

2 学年ごとの授業科目及びその単位数は、一般科目にあっては別表第1、専門科目にあっては別表第2のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上有益と認めるときは、特別に定めた教育内容の授業科目を開設することができる。本授業科目の取り扱いについては別に定める。

4 各授業科目の単位数は、30単位時間(1単位時間は50分とする。第8項において同じ)の履修を1単位として計算するものとし、これを履修単位という。

5 前項の規定にかかわらず、本校が特に定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができるものとし、これを学修単位という。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

6 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

7 第4項及び第5項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

8 特別活動は、第1学年から第3学年まで各学年30単位時間を実施するものとする。

9 前項の規定のほかに、インターンシップに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第14条の2 本校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場で履修させることができる。

2 本校は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場で履修させる場合についても、同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の3 本校は、本校における授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び

研究の実施に努めなければならない。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第14条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第14条の5 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第1項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第3項に関し必要な事項は、別に定める。

(学年の課程修了及び卒業認定)

第15条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当っては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

(再履修)

第16条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年の課程を再履修するものとする。

第3節 入学，退学，卒業等

(入学資格)

第17条 本校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
 - (2) 義務教育学校の後期課程を卒業した者
 - (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者
 - (4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - (8) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (入学者の選抜及び入学の許可)

第18条 校長は、入学志願者について学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類を資料として入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項によるほか、入学定員の一部について出身学校の長の推薦に基づき学力検査を免除し、送付された調査書等を資料として、入学者の選抜を行うことができる。

3 校長は、前2項の選抜結果に基づき、入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料の免除又は徴収猶予の申請書を受理された者にあつては、入学を許可するものとする。

(編入学)

第19条 高等学校又は他の高等専門学校等から本校の第4学年に編入学を希望する者がある場合には、校長は、入学資格を審査のうえ、入学を希望する学科において受け入れが可能な場合に限り、前条の規定に基づく入学者の選抜を実施して、編入学を許可することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第19条の2 他の高等専門学校から本校に転入学を希望する者がある場合には、校長は、入

学資格を審査のうえ、教育上支障がないと認めた場合に限り、相当学年に転入学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の手続)

第20条 入学を許可された者は、所定の期日までに保護者等と連署した入学誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きを終了しない者がある場合には、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

(転科)

第21条 転科を希望する者がある場合には、校長は、学年の初めにおいて選考のうえ、第3学年までに限り転科を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第22条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により3か月以上継続して修学することができない場合には、校長の許可を受けて休学することができる。

(休学の期間)

第22条の2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して5年を超えることができない。

(復学)

第23条 休学した者は、休学の事由がなくなった場合には、校長の許可を受けて復学することができる。

(出席停止)

第24条 学生に感染症その他疾病がある場合には、校長は、出席停止を命ずることができる。

(退学及び再入学)

第25条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする場合には、校長の許可を受けて退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者がある場合には、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することができる。

(他の学校への入学等)

第26条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第26条の2 校長は、教育上特に有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、60単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第27条 全学年の課程を修了した者には、校長は所定の卒業証書を授与する。

(称号)

第27条の2 本校を卒業した者は、準学士と称することができる。

第4節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第28条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

(授業料)

第29条 学生は、授業料の年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれ

の期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

- 2 前項の授業料は、前期分にあつては5月末日までに、後期分にあつては10月末日までに納付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前期分授業料納付の際に後期分授業料も一括して納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料は、入学を許可されたときに納付することができる。

(学年の途中で入学した者の授業料)

第30条 学年の途中で入学した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数に乗じて得た額とし、入学の日の属する月に納付するものとする。

(学年の途中で退学する者の授業料)

第31条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第32条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、寄宿料を納付するものとする。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第33条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下この条において「学資負担者」という。)が死亡し、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合、入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合、又はこれ等に準じて校長が相当と認める特別の事由がある場合には、入学料の全額若しくは半額を免除することがある。

- 2 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、入学前1年以内において学資負担者が死亡し、入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合、又はこれ等に準じて校長が相当と認める事由がある場合には、入学料の徴収を猶予することがある。
- 3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事由があると認められる場合には、授業料の全額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 4 風水害等の災害を受けたことにより寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。
- 5 前4項に関し必要な事項は、別に定める。

(検定料等の額及び徴収方法)

第34条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号)に定めるところによる。

(検定料等の返還)

第34条の2 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には授業料相当額を返還する。

- (1) 第29条の第3項の規定に基づき、前期分及び後期分授業料を納付し、後期分授業料の徴収時期前に、休学又は退学した場合には、後期分授業料相当額
- (2) 第29条の第4項の規定に基づき、授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合は、申出により当該授業料相当額

第5節 学生準則、賞罰及び除籍

(学生準則)

第35条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第36条 学生として表彰に値する行為があった場合には、表彰することがある。

(懲戒)

第37条 教育上特に必要がある場合には、学生に退学、停学、謹慎、訓告その他の懲戒を加えることがある。

2 退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて、欠席過多の者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に含めないものとする。ただし、3か月を超えない場合には、修業年限に含めることができるものとする。

(除籍)

第37条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 死亡又は長期間行方不明の者
- (2) 第22条の2に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (4) 第18条第3項ただし書に規定する入学料の免除又は徴収猶予の申請書を受領され、免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第6節 学寮

(学寮)

第38条 本校に教育施設として学寮を設ける。

2 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第3章 専攻科課程

第1節 設置、目的、修業年限及び在学年限等

(設置)

第39条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第40条 専攻科課程は、高等専門学校基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門知識及び技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第41条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(専攻及び入学定員)

第42条 専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員
総合システム工学専攻	16人

2 総合システム工学専攻に、電気電子システム工学コース、機械制御システム工学コース及び建設工学コースを置く。

第2節 教育課程等

(教育課程)

第43条 開設する授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて集中講義を行うことができる。集中講義については別に定める。

3 授業科目の単位計算は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 講義については、教室内毎週1時間15週をもって1単位とする。
- (2) 演習については、教室内毎週2時間15週をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習については、教室内毎週3時間15週をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、インターンシップについては、別に定める。

第3節 入学、休学、修了等

(入学資格)

第44条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規程により大学に編入することができる者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (7) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (8) その他本校専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選考及び入学許可)

第45条 校長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

(休学の期間)

第46条 専攻科学生の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることがある。

- 2 休学期間は、通算して2年を越えることができない。
- 3 休学期間は、第41条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(修了)

第47条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者について、修了を認定する。

- 2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。
- 3 第1項に規定する単位の修得については、別に定める。

(準用規定)

第48条 第13条、第14条の5第1項及び第3項、第20条、第22条、第23条から第25条まで、第26条の2第1項及び第4項、第28条から第37条の2まで並びに第38条第2項の規定は、専攻科の学生について準用する。この場合において、第26条の2第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは、「外国の大学」と、第37条の2第2号中「第22条の2」とあるのは、「第46条」とそれぞれ読み替えるものとする。

第49条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 補則

第1節 研究生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生

(研究生)

第50条 本校において、特定の専門事項について研究することを志願する者がある場合には、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生及び特別聴講学生)

第51条 本校において開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者がある場合には、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 学校間相互単位互換協定に基づいて、本校が開設する授業科目のうち、特定の科目について

聴講を志望する者がある場合には、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

3 聴講生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第52条 本校において、一又は複数の授業科目を履修し単位の修得を志願する者がある場合には、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 外国人留学生

(外国人留学生)

第53条 本校に入学を希望する外国人留学生がある場合には、選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 公開講座

(公開講座)

第54条 本校に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

2 昭和41年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第37条第2項の改正規定は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際に現に在学する者に係る授業料の額は、舞鶴工業高等専門学校学則(以下「新学則」という。)第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この学則の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、新学則第29条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

4 昭和47年度に入学した者から徴収する同年度に係る授業料の額は、新学則第29条の規定にかかわらず、前期4,800円及び後期9,600円を合わせた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において徴収するものとする。

5 前項の規定が適用されるものについて新学則第30条の規定を適用する場合においては、昭和47年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは「当該前期又は後期において徴収する授業料の6分の1」とする。

6 第4項の規定が適用される者について新学則31条の規定を適用する場合においては、昭和47年度に限り、同条中「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは、「前期において徴収する授業料の額」とする。

7 昭和47年度に入学を許可される者に係る入学料の額は、新学則28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 昭和47年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料は、新学則第27条の規定

にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この学則は，昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，昭和50年4月1日から施行する。ただし，第4条，第27条，第28条，第29条第1項，第32条及び第33条の2の改正規定は，昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，昭和58年7月14日から施行する。

附 則

この学則は，昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，昭和62年3月16日から施行する。

附 則

この学則は，昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成元年8月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成3年3月6日から施行する。

附 則

この学則は，平成3年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は，平成4年4月1日から施行する。

2 機械工学科及び土木工学科の第2学年以上に在学する学生に係る専門科目の授業科目及び修得単位数は，第13条第2項の規定にかかわらず附則別表のとおりとする。

附 則

1 この学則は，平成6年4月5日から施行し，平成6年4月1日から適用する。

2 土木工学科は，第7条の規定にかかわらず，平成6年3月31日に当該学科に在学する者が，当該学科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

3 平成6年4月1日に，土木工学科第2学年及び第3学年に在学する学生に係る専門科目及び修得単位数は，第13条第2項の規定にかかわらず，附則別表のとおりとする。

附 則

1 この学則は，平成7年4月1日から施行する。

2 平成7年4月1日に，電子制御工学科第2学年以上に在学する学生に係る専門科目及び

修得単位数は、第13条第2項の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年4月1日に、第5学年に在学する学生に係る一般科目及び修得単位数並びに電子制御工学科第3学年以上に在学する学生に係る専門科目及び修得単位数は、第13条第2項の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年4月1日に、電子制御工学科第4学年以上に在学する学生に係る専門科目及び修得単位数は、第13条第2項の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成10年3月19日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 平成10年4月1日に、電子制御工学科第5学年に在学する学生に係る専門科目及び修得単位数は、第13条第2項の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附 則

この学則は、平成10年9月17日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成11年1月26日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成11年9月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年1月16日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年3月30日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年2月13日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 電気工学科は、第8条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成16年4月1日に、電気工学科第2学年から第4学年に在学する学生及び建設システム工学科第4学年に在学する学生に係る専門科目及び修得単位数、各学科の第5学年に在学する学生に係る授業科目及び修得単位数並びに各学科の第2学年から第4学年に在学する学生に係る専門共通選択科目及び修得単位数は、第14条第2項の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 電気工学科は、第8条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成17年4月1日に、電気工学科第3学年から第5学年に在学する学生及び建設システム工学科第5学年に在学する学生に係る専門科目及び修得単位数並びに各学科の第3学年から第5学年に在学する学生に係る専門共通選択科目及び修得単位数は、第14条第2項の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 電気工学科は、第8条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成18年4月1日に、電気工学科第4学年から第5学年に在学する学生及び建設システム工学科第2学年から第5学年に在学する学生に係る専門科目及び修得単位数並びに各学科の第4学年から第5学年に在学する学生に係る専門共通選択科目及び修得単位数は、第14条第2項の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項の規定は平成20年度入学生から適用し、この学則施行の際、現に専攻科に在学する者の修了については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 電気工学科は、第12条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成19年4月1日に、各学科の第2学年から第5学年に在学する学生に係る専門科目及び修得単位数並びに専門共通選択科目及び修得単位数は、第14条第2項の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附 則

この学則は、平成19年10月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年12月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年1月8日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月1日に、各学科の第3学年から第5学年に在学する学生に係る専門科目及び修得単位数並びに専門共通選択科目及び修得単位数は、第14条第2項の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日に、各学科の第4学年から第5学年に在学する学生に係る専門科目及び修得単位数並びに専門共通選択科目及び修得単位数は、第14条第2項の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日に、各学科の第5学年に在学する学生に係る専門科目及び修得単位数並びに専門共通選択科目及び修得単位数は、第14条第2項の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附 則

この学則は、平成23年4月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成23年6月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成24年6月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に専攻科に在学する者の修了については、第47条第1項の規定に

かかわらず、なお従前の例による。

- 3 電気・制御システム工学専攻及び建設・生産システム工学専攻は、第42条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年10月12日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年6月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年6月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年12月9日から施行し、令和2年2月10日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年2月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年6月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。